

平成30年4月からの松山城等指定管理者について、次のとおり決定いたしました。

指定管理者候補者	伊予鉄道分割準備株式会社
----------	--------------

1 対象施設

	施設名称	所在地
1	城山公園堀之内地区	松山市堀之内
2	城山公園丸之内地区	松山市丸之内
3	松山城天守閣等	松山市丸之内
4	松山城山索道施設	松山市大街道三丁目2番地46ほか
5	松山城二之丸史跡庭園	松山市丸之内5番地

2 選定審議会委員（6名）

氏名	職名等
愛媛大学社会共創学部 准教授	井口 梓
石田税理士事務所 所長	石田 みか
愛媛大学 名誉教授	内田 九州男
松山大学 法学部 准教授	甲斐 朋香
四国鋼索交通協会 事務局長	掛水 幸二
産業経済部 部長	大崎 修一

3 審査対象団体

団体の名称
伊予鉄道分割準備株式会社

4 審査、選定の経過

(1) 審査方法等についての協議・決定

- ・審査方法について、条例による選定基準を基に、事業団体からの提出書類及び面接を通じ、審議を行うこととしました。
- ・各選定審議会委員による意見を踏まえ、選定審議会において指定管理者として適格な運営が可能か判断することとしました。

(2) 選定審議会（平成30年3月12日（月））

- ・審議会開催にあたり、会長の選出を行いました。
- ・事業団体に出席を求め、平成30年4月以降の運営体制等に関する説明及び質疑応答による運営審査を実施した後、総合的な判断を行いました。

(3) 松山市としての指定管理者候補者の決定

松山市では、審議会における選定の方法及び審議の内容が適切であると認め、審議会の結果を尊重した上で、総合的に判断した結果、伊予鉄道分割準備株式会社を平成30年4月からの指定管理者候補者に決定することとしました。

なお、平成30年4月1日付で、同社は商号を「伊予鉄道株式会社」に変更することになっています。

団体の名称	評 価
伊予鉄道分割準備株式会社	適 格